

市・県民税（住民税）が公的年金から特別徴収されている方へ

年金所得者の納税の便宜や、市町村における徴収事務の効率化の観点から、次のとおり特別徴収制度の見直しが行われます。この改正については、平成28年10月以降に実施する特別徴収について適用されます。
問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

年間の特別徴収税額の平準化

仮徴収税額の総額（4月、6月、8月の徴収分）は「前年度の公的年金等にかかる税額の2分の1に相当する額」となります。現行制度では、年税額が前年度と変動した場合、仮徴収税額と本徴収税額に差が生じてしまい、不均衡な状態が続いていました。今回の改正により、平成28年度以降年税額が2年連続で同額の場合、仮徴収額・本徴収額が平準化されます。

前年度より継続して特別徴収されている方の徴収方法 【平成28年度まで】

	特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2月に徴収した額と同額	同左	同左	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3	同左	同左

【平成29年度から】

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	税額	前年度年税額の1/6	同左	同左	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3	同左

市外転出・税額変更時の特別徴収の継続

現行制度では賦課期日（1月1日）後に転出した場合や、市・県民税（住民税）が決定後に税額変更された場合は公的年金からの特別徴収は中止され、残りの税額は普通徴収で納めていただきますが、改正後は一定の要件の下、特別徴収が継続されます。

市外へ転出した場合

- 1月2日～3月31日に転出 4・6・8月は仮徴収が継続し、年税額から仮徴収した額を差し引いた額を普通徴収で納めていただくこととなります。
- 4月1日～12月31日に転出 公的年金からの特別徴収が継続します。
※市・県民税（住民税）は当該年度の賦課期日（1月1日）に住居登録のある市町村で課税されます。

特別徴収税額が変更された場合

- 本徴収税額（10・12・2月分）に変更があった場合
変更が生じた時期によって、残りの月の特別徴収税額を変更します。
12月11日以降に変更が生じ、増額となった場合は差額分を普通徴収で納めていただきます。
- 仮徴収税額（4・6・8月分）に変更があった場合
変更が生じた時期によって、4・6・8月分の仮特別徴収税額を変更します。
※12月11日以降に変更が生じ、4月分、6月分、8月分すべての仮徴収が停止された場合は、仮徴収分については普通徴収によって徴収し、本徴収は継続されます。

